

■共通

次の全てに該当する。

- ☐ 次のいずれかに該当する。
 - ☐ ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた。
 - ☐ ②住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏※1内の条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた。
- ☐ 次のいずれかに該当する。
 - ☐ ①住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた。
 - ☐ ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏※1内の条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- ☐ 令和4年4月1日以降に恵庭市に転入した。
- ☐ 移住支援金申請時において、恵庭市に移住後、在住期間が3ヶ月以上1年以内である。
- ☐ 恵庭市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して在住する意思を有している。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- ☐ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する。
- ☐ 申請者（世帯向けの金額を申請する場合においては、世帯員を含む。）は、過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。

■就業の場合

次の全てに該当する。

- ☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。（※東京23区在住除く）
- ☐ 就業先が、北海道が移住支援金の対象法人としてマッチングサイト※3に掲載している求人である。（以下、対象法人）
- ☐ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において連続して3ヶ月以上在職している。
- ☐ 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地への変更ではなく、新規の雇用である。

■起業の場合

- ☐ 1年以内に北海道の地域課題解決型起業支援事業費補助金※4の交付決定を受けている。

■テレワーク移住の場合

次の全てに該当する。

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施する。
- ☐ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されてない。

■関係人口の場合

次の全てに該当する。

- 【①・②いずれかに該当】
 - ☐ ① 恵庭市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的（申請時にいていづれか2回以上）に参加している。
 - ☐ ② 恵庭市に居住経験がある。（居住期間の制限なし）
-
- ☐ 申請時において恵庭市内の農林水産業（農業・林業等）に就業している。

■世帯に関する要件

次の全てに該当する。

- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に転入した。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が3ヶ月以上1年以内である。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

■18歳未満の子に関する要件

次の全てに該当する。

- ☐ 申請者を含む18歳未満の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。
- ☐ 申請者を含む18歳未満の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。
- ☐ 申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に転入した。
- ☐ 申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が3ヶ月以上1年以内である。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- ☐ 18歳未満の世帯員が移住支援金の申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満（母子健康手帳で確認できる胎児を含む）である。ただし申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

【用語解説】

※1. 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の実施区域のうち、別表に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。

※2. 東京圏のうちの条件不利地域

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町

※3. マッチングサイト

「北海道公式 移住支援金対象求人就業マッチングサイト」

(<https://hokkaido.saiyo-job.jp/2jhy/recruit/>)

※4. 北海道の地域課題解決型起業支援事業費補助金

「起業支援金」

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sougyou/chiikikadaikaiketsu2.html>)